

第3章

人の移動

(1) ルールの背景

(GATS における第 4 モード自然人の移動については、第Ⅱ部第 12 章サービス貿易を参照)

EPA/FTA における「人の移動」章においては、サービス貿易の範囲でいかに当該相手国のみについて GATS プラスの内容に踏み込むかが争点となることが多い。更にサービス貿易の範囲を超えた移民政策に踏み込む例 (EU・スイス) もある。GATS 第 4 モードにおいては、高度な技術者から単純労働者まで自由化約束の対象と

なり得るが、我が国を含む多くの加盟国は、分野横断的約束 (horizontal commitment) のみを行い、個別サービス分野における市場アクセスについては、「各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。」としている。すなわち、一般的に、人の移動に関する GATS の下でのこうした各国の約束は極めて限定的であり、我が国においても、企業内転勤、自由職業サービス、短期滞在の 3 分野において分野横断的のみの約束をしている (第 2 章参照)。

<図表 III-3-1>GATS における分野横断的約束における主な類型 (第Ⅱ部第 12 章サービス貿易より再掲)

(分野横断的約束における主な類型)			
分野横断的約束における主な類型	消費国	提供国	事 例
1. 企業内転勤 (Intra-Corporate Transferees: ICT)	(●サービス提供者支店) ◇サービス消費者 ← ●自然人 → 雇用関係	転勤 ●サービス提供者 (本社)	(例) 経営者、管理者、高度技術者
2. 短期滞在 (Business Visitors: BV)	●自然人 → 出張・渡航	●潜在的サービス提供者 (本社)	(例) 商談などの業務 (この時点で報酬を得ない活動)
3. 独立の専門家 (Independent Professionals: IP)	◇サービス消費者 ← 契約 → ●自然人 → 一時的滞在 (●サービス提供者)		(例) 外国の消費者との契約に基づき入国する独立のコンピューター技術者
4. 契約に基づくサービス提供者 (Contractual Service Suppliers)	企業対企業の契約 ◇サービス消費者 ← サービス提供契約 → ●サービス提供者 ●自然人	●サービス提供者 (本社)	(例) 企業と企業の契約に基づき派遣されるコンピューター技術者従業員
	企業対個人の契約 ◇サービス消費者 ← サービス提供契約 → ●自然人 (●サービス提供者)		(例) 企業と独立のコンピューター技術者の契約に基づき入国する独立のコンピューター技術者

したがって、EPA/FTA において GATS の範囲をいかに超えるかが論点と言える。EPA/FTA などでは、自国と相手国との関係に応じて個別に対象範囲を選択することが可能であり、例えば GATS の約束を超え、専門技能や技術レベルの範囲を広げ、新たに相手国のみに人の移動を認めることなどを行っている。なお、ドーハ・ラウンドのサービス交渉のリクエスト・オファーの進捗なども影響し、我が国のように前述の 3 分野に加え EPA/FTA において、企業と個人との間での個人的な契約に基づくサービス提供者や投資家の 2 分野、合計 5 分野についての約束を行っている例も多い。我が国の出入国管理制度は、専門的・技術的な職業に従事する人材は積極的に受け入れるとの政府方針に基づいており、現時点では、我が国は、GATS における約束の水準よりも広い範囲の外国人を受け入れている。他国より特恵的待遇を与えるという観点からは、それらの枠組みの中で、入国可能な専門職業従事者の範囲・入国条件の個別の設定が問題であり、我が国の約束レベルをいかに当該相手国のみに引き上げ、条件設定を行うかが議論となる。その一方で、継続的な専門的職業従事者の積極的な受入に伴う、相手国への将来的な影響（例：看護師の減少による医療サービスの低下等）を考慮し、日本と相手国双方にとって、長期的に Win-Win の関係を築けるような、柔軟性のある条件設定が求められる。

上記のように約束をしている人の移動の対象は企業内転勤者や高度技術者等に限定されている。

2018 年 12 月 14 日に公布された「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」に基づき新たに創設された在留資格「特定技能」により、2019 年 4 月以降の入国・就労が可能となる予定である。他方、我が国を含む各国においても、自国の労働市場への配慮から、「単純労働者」は約束の対象としていないため、EPA/FTA の締結によって、海外から自国に大量の単純労働者が流入してくるようなことは想定されていない。

(2) 経済的視点と意義

現在、人の移動の自由化については、先進各国の労働市場の開発途上国への開放が最も大きな論点である。非熟練労働者も含めた労働市場の開放については、先進国では反対の立場、途上国は賛成の立場を取ることが多い。特に、非熟練労働者に対する労働市場の開放に伴い、受け入れ国となることの多い先進国にとっては労働力不足の解消等のメリットと、賃金水準の低下、社会的コストの増加といったデメリットの両方あることから、各国とも慎重な立場を取っている。

開発途上国側は、先進国で働く労働者からの送金により相当の収入を得ることができると、賛成の立場を取っているものと考えられる。

(3) 法的規律の概要

EPA/FTA における人の移動に関する規定は、以下の 2 つに大別することができる。1 つは、EU のような労働市場統合型、すなわちサービス貿易自由化規定とは独立に、地域間の労働力の移動を認めるもの、ないしこれを目標として明示するものと、もう 1 つは、日シンガポール、日フィリピン EPA 等のように、サービス貿易自由化（又は物品貿易若しくは投資自由化）規定の一部として、これらの活動のために必要な範囲で人の移動を促進しようとするものである。なお EPA における規定は、一般に共通規定と各締約国個別約束から成っている。本節では、我が国が締結している EPA/FTA の人の移動に関する規定ならびに約束内容を概説する。更に、次節では、主に先進国が締結している諸外国における FTA の規定について概説する。なお、EPA/FTA 等のなかで、入国審査の円滑化を規定している例もあり、この点についても記述する。更に、人の移動に密接に関連する分野として「資格の相互承認」がある。GATS 第 7 条では二国間等の取組が通報されており、その他に複数国や地域的な取組もあり、以下ではその点も含め記述する（図表 III - 3-2 参照）。

以下、個別 EPA の内容については、昨年度版に対して追加記載のあるものを掲載する。その他の EPA については 2017 年版の記載箇所を掲載するので参照されたい。

<図表 III-3-2>我が国が締結している EPA/FTA と GATS の人の移動における我が国の約束内容（概要）

	短期の 商用 訪問者	企業内 転勤者	投資家	自由職業サービスに 従事する自然人	公私の機関との間の個人的な 契約に基づいて専門的な業務 活動に従事する自然人	その他
GATS (UR)	○	○	—	○ 弁護士・外国法事務弁護士・弁 理士・海事代理士・公認会計士・ 税理士	—	—
シンガポール	○	○	○	○ 弁護士・外国法事務弁護士・弁 理士・海事代理士・公認会計士・ 税理士	○ 工学の分野に属する技術又は知 識を要する業務	—
メキシコ	○	○	○	—	○ 「技術」「人文知識・国際業 務」の在留資格に基づく活動	—
マレーシア	○	○	○	○ 弁護士・外国法事務弁護士・弁 理士・海事代理士・公認会計士・ 税理士	○ 「技術」「人文知識・国際業 務」 の在留資格に基づく活動	—
フィリピン	○	○	○	○ 弁護士・外国法事務弁護士・弁 理士・海事代理士・公認会計士・ 税理士	○ 「技術」「人文知識・国際業 務」 の在留資格に基づく活動	看護師・ 介護福祉士 候補者
チリ	○	○	○	—	○ 「技術」「人文知識・国際業 務」 の在留資格に基づく活動	—
タイ	○	○	○	○ 弁護士・外国法事務弁護士・弁 理士・海事代理士・公認会計士・ 税理士	○ 「技術」「人文知識・国際業 務」 「技能（タイ料理人のみ）」の 在留資格に基づく活動	指導員
ブルネイ	○	○	—	○ 弁護士・外国法事務弁護士・弁 理士・海事代理士・公認会計士・ 税理士	○ 「技術」「人文知識・国際業 務」 の在留資格に基づく活動	—
インドネシア	○	○	○	○ 弁護士・外国法事務弁護士・弁 理士・海事代理士・公認会計士・ 税理士・司法書士・行政書士・ 社会保険労務士・土地家屋調査 士	○ 「技術」「人文知識・国際業 務」 の在留資格に基づく活動	看護師・ 介護福祉士 候補者
ベトナム	○	○	—	○ 弁護士・外国法事務弁護士・弁 理士・海事代理士・公認会計士・ 税理士	○ 「技術」「人文知識・国際業 務」 の在留資格に基づく活動	看護師 (在留資格 「医療」の範 囲内)、 看護師・ 介護福祉士

	短期の 商用 訪問者	企業内 転勤者	投資家	自由職業サービスに 従事する自然人	公私の機関との間の個人的な 契約に基づいて専門的な業務 活動に従事する自然人	その他
						候補者（EPA に基づく覚書 にて規定）
スイス	○	○	○	○ 弁護士・外国法事務弁護士・弁 理士・海事代理士・公認会計士・ 税理士	○ 「技術」「人文知識・国際業 務」 の在留資格に基づく活動	—
インド	○	○	○	○ 弁護士・外国法事務弁護士・司 法書士・行政書士・社会保険労 務士・弁理士・海事代理士・公 認会計士・税理士・土地家屋調 査士	○ 「技術」「人文知識・国際業 務」 「技能（インド料理人のみ）」 の在留資格に基づく活動	指導員 同行する配偶 者及び子
ペルー	○	○	○	○ 弁護士・外国法事務弁護士・弁 理士・海事代理士・公認会計士・ 税理士	○ 「技術」「人文知識・国際業 務」 「技能（ペルー料理人のみ）」 の在留資格に基づく活動	
豪州	○	○	○	○ 弁護士・外国法事務弁護士・弁 理士・海事代理士・公認会計 士・税理士・司法書士・行政書 士・社会保険労務士・土地家屋 調査士	○ 「技術」「人文知識・国際業務」 の在留資格に基づく活動	同行する配偶 者及び子
モンゴル	○	○	○	○ 弁護士・外国法事務弁護士・弁 理士・海事代理士・公認会計 士・税理士・司法書士・行政書 士・社会保険労務士・土地家屋 調査士	○ 「技術」「人文知識・国際業務」 の在留資格に基づく活動（大学 教育又はそれ以上の教育を修了 していないモンゴル国の自然人 であって、情報処理技術に関す る試験に合格しており、かつ、 情報処理に関する技術又は知識 を必要とする「技術」「人文知 識・国際業務」の在留資格に基 づく活動に従事するものについ ても約束）	同行する配偶 者及び子
TPP, CPTPP	○	○	○	○ 弁護士・外国法事務弁護士・弁 理士・海事代理士・公認会計 士・税理士・司法書士・行政書 士・社会保険労務士・土地家屋 調査士	○ 「技術」「人文知識・国際業 務」「教授」の在留資格に基 づく活動	同行する配偶 者及び子
EU	○	○	○	○ 弁護士・外国法事務弁護士・弁 理士・海事代理士・公認会計 士・税理士・司法書士・行政書 士・社会保険労務士	○ 「技術」「人文知識・国際業 務」「教授」の在留資格に基 づく活動	同行する配偶 者及び子

短期の 商用 訪問者	企業内 転勤者	投資家	自由職業サービスに 従事する自然人	公私の機関との間の個人的な 契約に基づいて専門的な業務 活動に従事する自然人	その他
			・ 土地家屋調査士		

①日フィリピンEPA

日フィリピンEPAは、2008年12月に発効した。「自然人の移動」章（第9章）及びこれに係る附属書8が設けられ、我が国は短期商用訪問者、企業内転勤者、投資家、自由職業サービスに従事する者、公私の機関との間の個人契約に基づくサービスの提供に従事する者の入国及び一時的な滞在を約束しているのに加え、EPAにおける我が国初の取組みとして、一定の要件を満たす看護師・介護福祉士候補者等の我が国への受入れを認めた（同様に、日本人看護師・介護福祉士のフィリピン側受入れも含まれている。）。但し、これは二国間協定という枠内における特例的な措置として、国家資格取得を目的とした看護師・介護福祉士候補者等を受け入れるということであって、外国人労働者受入政策の方針を変更したということではない。なお、この受入れにおいては、我が国の国家資格取得のために資格の相互承認を行っているわけではない。EPA協定上の具体的な受入枠組みは、図表Ⅲ-3-4にある。まず、一定の要件を満たすフィリピン人の看護師・介護福祉士候補者の入国を認め、日本語等の研修修了後、日本の国家資格を取得するための準備活動の一環として研修・就労することを認める（滞在期間の上限、看護師候補者3年、介護福祉士候補者4年）。国家試験を受験後、国家資格取得者は看護師・介護福祉士として引き続き就労が認められる。介護福祉士候補者については、日本語等の研修修了後、課程を修了した者に介護福祉士の国家資格が付与されることとなる日本国内の養成施設へ入学する枠組み（介護福祉士養成施設コース）も設けられている。日本語の研修については、一定の日本語能力を持つ者には免除される。日本がフィリピン側に対し通知した受入人数は、当初の2年間で、看護師400名、介護福祉士600名の合計1,000名であり、フィリピン側もこれに合意した。その後は、1年間で看護師200名、介護福祉士300名を受入最大人数としている。本協定により、新たな措置が取られることとなった点としては、①看護師及び介護福祉士としての就労活動を認めたこと（但し、国家資格取得者に限定）、②国家資格未取得者に対しても、国家資格取得を目的として、一定期間に限り、当該分野での

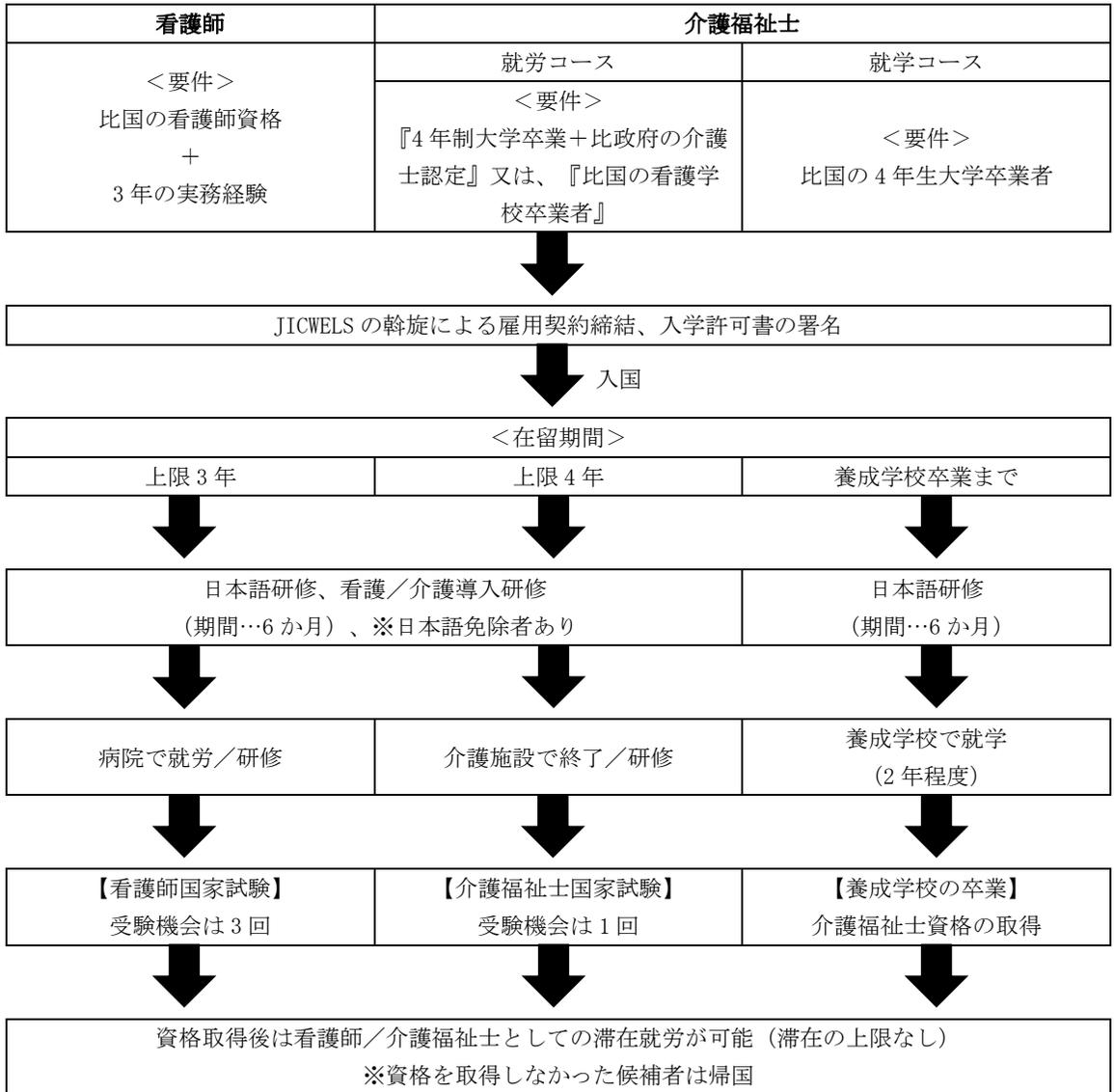
研修・就労を認めたことと整理することができる。なお、これまで、我が国の看護師国家試験に合格した外国人看護師に対しては、我が国において看護師の免許を受けた後、最長7年間、研修目的での在留が認められていたが、2010年11月、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令」（基準省令）の一部改正により、年数制限が撤廃された。本協定に基づき、2009年度は合計310人、2010年度は合計128人、2011年度は合計131人、2012年度は合計101人、2013年度は合計150人、2014年度は合計183人、2015年度は合計293人、2016年度は合計336人、2017年度は合計310人、2018年度は合計322人の看護師候補者と介護福祉士候補者が来日し、日本語研修や看護・介護導入研修を受けている。

なお、日本語能力の不足等によりフィリピン人の看護師候補者の国家試験合格者率低迷などから、政府は2010年度より、日フィリピンEPAに規定する義務（日本語語学研修を含む6ヶ月の研修）を超えて、就労開始後に受入施設で行われる看護師・介護福祉士候補者に対する追加的な学習支援を本格的に開始した。また、2011年3月には、「経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」を閣議決定し、この本格的な支援が開始される前の2011年度に入国したフィリピン人看護師候補者・介護福祉士候補者については、一定の条件の下、追加的に1年間の滞在期間延長を認める対象とすることを決定した。2011年6月には、人の移動に関する検討グループ（国家戦略担当大臣の下に設置）が「経済連携協定（EPA）に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ等についての基本的な方針」をとりまとめ、EPAによる看護師・介護福祉士候補者受入れ枠組みを改善するため、日本語能力等の向上に向けた取組の加速や再チャレンジ支援の実施等の方針を決定した。その一環として、厚生労働省は2012年6月、「経済連携協定（EPA）介護福祉士候補者に配慮した国家試験のあり方に関する検討会報告」をとりまとめた。報告では、わかりやすい日本語への改善、漢字へのふりがな付記、試験時間の延長等を提言した。同年8月には2013年度実施の看護師国家試

験において、EPA に基づく外国人看護師候補者への特例的対応として、試験時間を 1.3 倍へ延長、全ての漢字にふりがなを振ることを決定し、関係機関へ通知した。2017 年 2 月には、「経済連携協定 (EPA) に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長」を閣議決定

し、EPA に基づき平成 26 年度及び平成 27 年度に入学したフィリピン人看護師・介護福祉士候補者のうち、滞在期間中の最後の国家試験に不合格になった者について、一定の条件に該当した場合には、追加的に 1 年間の滞在期間延長を認めることとしている。

<図表 III-3-4>日フィリピン EPA における看護師・介護福祉士受入れ枠組み



②日インドネシア EPA

2008 年 7 月に発効した日インドネシア EPA では、「自然人の移動」章 (第 7 章) 及びこれに係る附属書 10 が設けられ、我が国は短期商用訪問者、企業内転勤者、投資家、自由職業サービスに従事する者、公私の

機関との個人契約に基づく専門的な業務活動に従事する者の入国及び一時的な滞在を約束した。自由職業サービスに従事する者については、GATS で約束した活動に加え、「司法書士」、「行政書士」、「社会保険労務士」、「土地家屋調査士」を追加している。また、

看護師、介護福祉士候補者等の我が国への受入れを認めており、内容・受入の枠組みとも日フィリピン EPA で約束したものとほぼ同じ内容であるが、介護福祉士養成施設コースは設けられていない点が異なる。本協定に基づき、これまでに2008年度208人、2009年度362人、2010年度116人、2011年度105人、2012年度101人、2013年度156人、2014年度187人、2015年度278人、2016年度279人、2017年度324人、2018年度329人の計2445人の看護師候補者と介護福祉士候補者が来日し、日本語研修や看護・介護導入研修を受けている。なお、インドネシア人の看護師候補者の国家試験合格者率低迷などから、政府は2010年度より、日インドネシア EPA に規定する義務（日本語語学研修を含む6ヶ月の研修）を超えて、就労開始後に受入施設で行われる看護師・介護福祉士候補者に対する追加的な学習支援を本格的に開始した。また、2011年3月には、「経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」を閣議決定し、この本格的な支援が開始される前の2008年度及び2009年度に入国したインドネシア人看護師候補者・介護福祉士候補者について、滞在期間内の国家試験に不合格だった場合は、追加的な滞在期間においても受入機関との雇用契約が存在すること、国家試験の得点が一定の水準以上の者であること等一定の条件の下、追加的に1年間の滞在期間延長を認める対象とすることを決定した。2011年6月には、人の移動に関する検討グループ（国家戦略担当大臣の下に設置）が「経済連携協定（EPA）に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ等についての基本的な方針」をとりまとめ、EPA による看護師・介護福祉士候補者受入れの枠組みを改善するため、日本語能力等の向上に向けた取組の加速や再チャレンジ支援の実施等の方針を決定した。その一環として、厚生労働省は2012年6月、「経済連携協定（EPA）介護福祉士候補者に配慮した国家試験のあり方に関する検討会報告」をとりまとめた。報告では、わかりやすい日本語への改善、漢字へのふりがな付記、試験時間の延長等を提言した。同年8月には2013年度実施の看護師国家試験において、EPA に基づく外国人看護師候補者への特例的対応として、試験時間を1.3倍へ延長、全ての漢字にふりがなを振ることを決定し、関係機関へ通知した。2017年2月には、「経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長」を閣議決定

し、EPA に基づき平成26年度及び平成27年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者のうち、滞在期間中の最後の国家試験に不合格になった者について、一定の条件に該当した場合には、追加的に1年間の滞在期間延長を認めることとしている。

インドネシアは短期商用訪問者、企業内転勤者、投資家、公私の機関との個人契約に基づく専門的な業務活動に従事する者に加え、日本の看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在を約束した。

③日ベトナム EPA

2009年10月に発効した日ベトナム EPA においても、「自然人の移動」章（第8章）及びこれに係る附属書7が設けられ、我が国は短期商用訪問者、企業内転勤者、自由職業サービスに従事する者、公私の機関との間の個人契約に基づくサービスの提供に従事する者の入国及び一時的な滞在を約束している。また、日本の看護師資格を有するベトナム人については、研修を目的とした「看護師」として、我が国において看護師の免許を受けてから最長7年間の入国及び一時的な滞在を認めることとし、ベトナムの情報処理技術に関する試験に合格したベトナム人については、「技術」の在留資格に係る要件のひとつである学歴要件（大卒若しくはこれと同等以上の教育を受けていること）を要しないということを約束した。これらは現行入管法令上、既に認められている措置を約束したものである。なお、上述のとおり、基準省令の一部改正により年数制限は撤廃されている（④日フィリピン EPA 参照）。また、ベトナムは短期商用訪問者、企業内転勤者、公私の機関との間の個人契約に基づくサービスの提供に従事する者、業務上の拠点の設置に責任を有する者及び看護師の入国及び一時的な滞在を約束している。加えて、協定上の協議事項となっていたベトナムの看護師候補者及び介護福祉士候補者の日本への受入については、協議の結果、日本への受入を決定し、2011年10月31日の日ベトナム首脳会談において野田総理大臣とズン首相との間で受入に係る覚書に署名が行われた（2012年6月17日に発効）。既存のインドネシアやフィリピンからの受入れと比べて特徴的な点は、日本語能力試験N3（日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができるレベル）を訪日時の候補者の要件として課すことである。2012年11月には、EPA に基づき、日本が受け入れるベトナム人看護師・介護福祉士候補者を対象とした、訪日前日本語研修（12ヶ月間）

が現地にてはじまり、2015 年は 152 人、2016 年は 180 人、2017 年は 203 人、2018 年は 219 人の看護師候補者と介護福祉士候補者が来日し、訪日後日本語研修や看護・介護導入研修を受けている。2017 年 2 月には、「経済連携協定 (EPA) に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長」を閣議決定し、EPA に基づき平成 26 年度及び平成 27 年度に入国したベトナム人看護師・介護福祉士候補者のうち、滞在期間中の最後の国家試験に不合格になった者について、一定の条件に該当した場合には、追加的に 1 年間の滞在期間延長を認めることとしている。

④環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定

2016 年 2 月に署名した TPP 協定においては「ビジネス関係者の一時的な入国」章 (第 12 章) 及びこれに係る附属書 12-A が設けられ、日本側は、短期の商用訪問者、企業内転勤者、投資家、我が国の資格を持った自由職業サービス提供者 (弁護士、公認会計士等)、独立自由職業サービスに従事する者、契約に基づくサービスの提供に従事する者、及びそれらの者に同行する配偶者と子 (短期滞在者への同行は除く) に分類されるそれぞれの他の締約国の国民に対し、入国及び一時的な滞在を許可することを約束した。

⑤環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP)

上記 TPP に同じ。2018 年 12 月発効。

⑥日 EU EPA

2019 年 2 月に発効した日 EU EPA においては、「サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引」章 (第 8 章) 「自然人の入国及び一時的な滞在」節 (第 D 節) とこれに係る附属書 8-B 附属書 III 及び IV が設けられ、日 EU 双方が、設立を目的とした商用訪問者、企業内転勤者、投資家、契約に基づくサービス提供者、独立の自由職業家、短期の商用訪問者、及びこれらの者に同行する配偶者及び子について入国及び一時的な滞在を約束した。

⑦日シンガポール EPA

⑧日メキシコ EPA

⑨日マレーシア EPA

⑩日チリ EPA

⑪日タイ EPA

⑫日ブルネイ EPA

⑬日スイス EPA

⑭日インド EPA

⑮日ペルー EPA

⑯日豪州 EPA

⑰日モンゴル EPA

上記各 EPA における約束については、2017 年版不正貿易報告書 636 頁～642 頁参照。

(4) 諸外国の FTA における人の移動に関する措置の事例

①米国・シンガポール

②EU・アルジェリア

③EU・スイス

④豪州・タイ

⑤インド・シンガポール

上記各 EPA における事例は、2017 年版不正貿易報告書 642 頁～645 頁参照。

(5) 入国審査の円滑化に関する措置のその他の事例 (APEC)

APEC ビジネス・トラベル・カード

2017 年版不正貿易報告書 645 頁参照。

(6) 資格の相互承認に関するその他の事例

①ワシントン・アコード

1989年11月に、豪州、カナダ、アイルランド、ニュージーランド、英国、米国の参加により結ばれた協定であり、各国の技術者教育認定機関が、それぞれの認定基準及び審査の手順と方法が実質的に同等であるということ相互承認したものである。その後、香港（1995年）、南アフリカ（1999年）、日本（2005年）、シンガポール（2006年）、韓国（2007年）、台湾（2007年）、マレーシア（2009年）、トルコ（2011年）、ロシア（2012年）、インド（2014年）、スリランカ（2014年）、中国（2016年）、2017年にはパキスタンが加わった。2017年現在、バングラデシュ、メキシコ、コスタリカ、ペルー、フィリピンが暫定加盟をしている。GATSにも通報されている。ワシントン・アコードは、他の加盟団体が認定した技術者教育プログラムの修了者に対し、自国の認定機関が認定したプログラム修了者と同様な専門技術者の免許交付や登録上の特典を与える前提としての実質的同等性に関する国際協定となっている。あくまで同等性を担保するものであり、これに認定されたから即在留資格が付与されるというものではない。

②APEC エンジニア

1995年11月に大阪で開催されたAPEC首脳会議において、「APEC域内の発展を促進するためには、技術移転が必要であり、そのためには国境を越えた技術者の移動が不可欠である」旨の決議を受けて設けられた技術者資格相互承認の方法。2000年11月1日、APECエンジニアの要件が取りまとめられ、2019年2月現在では、日本、豪州、カナダ、香港、韓国、マレーシア、ニュージーランド、インドネシア、フィリピン、米国、タイ、シンガポール、台湾及びロシアが正式加盟し、現在は14か国・地域が加盟している。APECエンジニアでは機械、電気・電子、情報等の11の技術分野が指定されており、APECエンジニアに登録されると、加盟国内において同等性が認められる。ワシントン・アコードと同様に、あくまで同等性を担保するものであり、これに登録されたから即在留資格が付与されるというものではない。

③ASEAN サービス分野に係る相互承認

2017年版不正貿易報告書 646 頁参照。

④情報処理技術者試験に係る相互承認

2017年版不正貿易報告書 647 頁参照。